

都島工業高等学校定時制の課程同窓会

【 規約 】

制定・施行 令和8年1月7日

<第1章 名称と事業所>

第1条 本会は、都島工業高等学校定時制の課程同窓会と称し、事務所を大阪府立都島工業高等学校定時制の課程内に置きます。

<第2章 目的と事業>

第2条 本会は任意団体で、学校行事等母校の発展および後輩の支援激励を目的とします。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の基本方針によって会務を行う。

1. 教育を後援する民主的団体として活動する。
2. 非営利的、非宗派的、非政党的であって、本会もしくは本会役員の名で、公私を問わず、他のいかなる職務の候補者をも推せんしない。また営利的、宗派的、政党的、その他本会の事業以外の活動目的とする個人または団体及びその事業にいかなる関係をも持たない。
3. 生徒の福祉のために活動する他の社会教育関係団体及び機関と協力する。
4. 運営は自主的なものであって、他のいかなる個人または団体からも支配・統制・干渉を受けない。
5. 運営経費が払底する年度で閉会する。

<第3章 会員>

第4条 本会の会員は正会員のみとし、会員とは別に支援者をおく。

1. 正会員は、大阪府立都島工業高等学校定時制の課程卒業生。
2. 支援者は、市立工業学校附属工業補習夜学校、大阪市立工業補習学校、大阪市立工業専修学校大阪市立都島工業専修学校、大阪市立都島第二工業学校、大阪市立都島第二工業高等学校、大阪府立都島第二工業高等学校の卒業生並びに科目修生。
3. 1、2項にあげた学校の現、旧教職員も支援者とする。

第5条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。会費は不要。正会員の資格を取得する際に加入意思を確認する（令和6年度卒業生のみ令和7年度中に確認をおこなう）。

第6条 支援者は本会の運営に賛同し支援する。会費は不要。支援者の資格を取得する際に加入意思を確認する。

<第4章 役員>

第7条 本会の役員および役員の任務は次の通りとする。

1. 会長 1名 (正会員。会の代表)
2. 副会長 若干名 (正会員。会長の補佐)
3. 総務 若干名 (正会員、支援者。学校との連絡調整・書記)
4. 会計 若干名 (正会員、支援者。予算管理。金銭出納。収支決算)
5. 会計監査 若干名 (正会員、支援者。会計の監査)

- 第8条 役員の選出は総会で行う。ただし、発足当初は正会員内で討議し選出する。
- 第9条 役員の任期は6月1日から翌年の5月31日までの2年間とし、重任を妨げない。
ただし発足当初の任期は令和8年1月から令和10年5月31日とする。
- 第10条 役員の兼務を可能とする。ただし、会計と会計監査の兼務は認めない。

<第5章 総会>

- 第11条 総会は本会の最高議決機関である。
- 第12条 総会の議決には出席者の過半数の同意がなければならない。
- 第13条 総会は原則として毎年5月に開催。場所は原則として浪速修工会館。日時、議題は大阪府立都島工業高等学校 HP 内<同窓会>に事前に掲載し、会員に通知しなければならない。
- 第14条 臨時総会は役員が必要と認めたとき、または正会員の10分の1以上の要求があったとき、会長がこれを招集する。招集の手続きは、前条に準ずる。
- 第15条 次の事項は総会の承認を受けなければならない。
1. 事業計画及び予算案
 2. 会務及び決算報告
 3. その他重要な事項

<第6章 役員会>

- 第16条 役員会は役員で構成する。
- 第17条 役員会の任務は次の通りとする。
1. 事業計画及び予算案の作成
 2. 総会に提出する報告書の作成
 3. 事業運営
 4. その他本会の規約ならびに総会の決議に基づく事務の処理

<第7章 会計>

- 第18条 本会の経費は浪速修工会からの譲渡金および有志の寄付金。預金利息等収益金。
- 第19条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

<第8章 個人情報の取り扱い>

- 第20条 本会でお預かりする個人情報は加入同意書の記載事項のみとし、適切に管理する。

<第9章 規約改正>

- 第21条 この規約は総会で出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。ただし、改正案は実行委員会で審議後、総会前に会員に知らされなければならない。

(施行期日)

この規約は、令和8年1月1日から実施する。

【会計細則】

制定 令和 8 年 1 月 7 日

(趣旨)

第1条 都島工業高等学校定時制の課程同窓会の会計事務については都島工業高等学校定時制の課程同窓会規約（以下「規約」という。）に定めるもののほかこの会計細則により定める。

(会費)

第2条 会費の徴収はおこなわない。

第3条 有志からの寄付は受け付けします。

(会計事務)

第5条 本会の経費は「浪速修工会」からの引継ぎ金及び寄付金等を以て支弁する。

(支出内容)

第6条 会計の支出内容は次のとおりとする。

1 会合費

(1) 行動費（規約第 16 条に規定する）役員会及び対外的な会合参加等の交通費を実費支給。

2 学校運営費

(1) 前期・後期卒業式補助（皆勤賞・精勤賞記念品。揮毫等）

(2) 部活動補助（全国大会出場生徒の遠征費等）

(3) 学校運営補助（学校行事、記念行事等）

3 雑費

(1) 総会、役員会等案内用切手

(2) 本会運営にかかる雑費（文具等）

第7条 前条に定めるもの以外に支出案件が発生した場合は、役員会に諮り承認を得なければならない。また、やむを得ず役員会に諮る時間がない場合は、会長・副会長の承認を得たうえで執行し、速やかに役員会に報告しなければならない。

(施行期日)

この規約は、令和 8 年 1 月 1 日から実施する。